## 法 雲 寺 永 代 供 養 墓 使 用 規 約

	第一
-	一条
受けなければならない。	永代供養墓を使用する者は本規約を厳守し、法雲寺住職の承認を

火葬した人骨を粉骨し永代供養墓への合祀とする。

第三条 火葬証明書等の提出がない場合は永代供養墓の使用を認め ない。

第五条条

法雲寺と施主が日時を決定し、法雲寺が曹洞宗の作法により行う。 宗教・宗派・国籍は問わないが、本堂・墓地・境内地での法要はお預かりした遺骨・供養料は事情の如何を問わず返還しない。

※境内地につき他の僧侶等の入場・法要は認めない。

第六条 年に一度合同供養法要「卒塔婆供養を含む」を行う。

※御案内申し上げますので、希望の方はお申込み下さい

第七条 永代供養料は 金

圓 霊 とする。

第八条 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。 ※納骨法要料・墓誌彫刻料は含まない。

電話番号	住所	施主名	故人名
		(	

令和 年 月 日 法雲寺永代供養墓の使用を承認する。

住所 埼玉県坂户市多和目六三九 電話番号 〇四九-二八五-三七五〇

洞 宗 普 門 山 法 雲寺 住 職 杉 谷 大 道